

第三者評価結果（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称：	国立武蔵野学院
施設長氏名：	青木建
定員：	70名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

<p>(1) 理念</p> <ol style="list-style-type: none"> いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現にむけて、自己を高めていける人間になるよう共に育むこと よりよい創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと 自然、社会、人間などあらゆるものと調和のとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと <p>(2) 基本方針</p> <p>本学院パンフレット及び本館や学習棟、講堂に掲示してある本施設の「基本理念」及び「児童自立支援施設運営指針」等の趣旨に基づき、職員一丸となって子どもの最善の利益を図るための運営を行う。また、「これからの国立児童自立支援施設のあり方検討会報告書（平成27年9月）」や第三者評価（平成27年度実施）や厚労省の援助指導監査（毎年実施）等の指摘事項等も踏まえ、国立児童自立支援施設としての具体的な取り組みと、さらなる機能の充実・発展を目指すと共に、社会的養護における子どもの支援の充実を図る。</p>

④施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・開放的な支援「粹のある生活」（時間、場所、人など） ・小舎夫婦制による家庭的かつ継続的な一貫した支援「育て直し」 ・関係性（職員と児童、児童同士）重視した支援（自己肯定感、他者の尊重、社会的スキルや生活力の獲得） ・強制的な措置が可能（必要に応じて一時的に行動の自由を制限することが認められている。） ・医療的ケアの充実（医師、心理士、看護師の配置） ・さいたま市立美園中学校分教室による学校教育 ・附属児童自立支援専門員養成所（養成部、研修部）による人材育成及び職員研修 ・年長児支援（通信制高校、介護職員初任者研修、CAD検定等）

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2018/9/3	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2019/1/22	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成27年度	

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>①小舎夫婦制を中心とした家庭的支援等子どもの最善の利益を考慮した取り組みがなされています 1919年の開設より99周年を迎え、国立児童自立支援施設の使命を果たすべく子どもたちへの支援がなされています。小舎夫婦制による家庭的支援、退所を見据えた自立支援、分教室と連携した学習支援、全国を対象とした各種連携など子どもの最善の利益を考慮した取り組みに対してその専門性の発揮と福祉への寄与がなされています。</p> <p>②子どもたちの意見を尊重し、聴取に注力しています 子どもたちがいつでも意見を表明できることは入所時よりリーフレットやしおりを使用し、丁寧に説明しており、意見箱は意見を言いやすいよう複数および設置場所の配慮がなされています。また意見への回答は新聞や個別での回答などそれぞれに工夫がなされています。本評価に伴う児童へのアンケートでも外部への意見表明に対して理解がなされていることがわかりました。</p> <p>③使命に基づき他施設を牽引する役割を担っています 社会的養護における育ち・育てを考える研究会の運営、全国の児童自立支援施設に対する合同研修会の開催、各種会合への出席は、附属の児童自立支援専門員養成所の運営とともに国立施設として他の施設や人材を牽引する役割としてその任務を遂行しています。有する人材・機能・技能・専門性等を児童福祉に役立てられるよう日々の取り組みがなされています。</p> <p>◇改善を求められる点 今年度100周年を迎えるにあたり、ランドデザインにより機能強化を図る意向をもっています。本評価を通じて抽出された下記の課題についても上記計画に含まれており、「工夫の余地」を目標として捉える姿勢に福祉に資する理念を感じました。</p> <table border="0"> <tr> <td>【支援】</td> <td>【情報発信】</td> </tr> <tr> <td>・職場体験先の拡充</td> <td>・ホームページのリニューアル</td> </tr> <tr> <td>・文化系クラブの活動増加</td> <td>・外部機関・保護者への提供方法</td> </tr> <tr> <td>・性教育方法の更なる検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【人材育成】</td> <td>【リスクマネジメント】</td> </tr> <tr> <td>・職員の年齢構成是正・人材確保</td> <td>・被災時の地域住民の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>・常勤医師の確保</td> <td>・地震時の敷地内の全環境への影響分析</td> </tr> <tr> <td>【住環境】</td> <td>【地域交流】</td> </tr> <tr> <td>・居室の個室化の検討</td> <td>・子どもたちのプライバシーの確保と更なる施設開放</td> </tr> </table>	【支援】	【情報発信】	・職場体験先の拡充	・ホームページのリニューアル	・文化系クラブの活動増加	・外部機関・保護者への提供方法	・性教育方法の更なる検討		【人材育成】	【リスクマネジメント】	・職員の年齢構成是正・人材確保	・被災時の地域住民の受け入れ	・常勤医師の確保	・地震時の敷地内の全環境への影響分析	【住環境】	【地域交流】	・居室の個室化の検討	・子どもたちのプライバシーの確保と更なる施設開放
【支援】	【情報発信】																	
・職場体験先の拡充	・ホームページのリニューアル																	
・文化系クラブの活動増加	・外部機関・保護者への提供方法																	
・性教育方法の更なる検討																		
【人材育成】	【リスクマネジメント】																	
・職員の年齢構成是正・人材確保	・被災時の地域住民の受け入れ																	
・常勤医師の確保	・地震時の敷地内の全環境への影響分析																	
【住環境】	【地域交流】																	
・居室の個室化の検討	・子どもたちのプライバシーの確保と更なる施設開放																	

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

<p>今般の第三者評価及び自己評価との比較等を踏まえて、改善を求められる点については、学院全体として共通認識を持って具体的な取り組みを進め、健全な施設運営とさらなる支援の質の向上を図っていきたい。</p>
--

⑧第三者評価結果（別紙）

(別紙)

自己評価結果表【タイプA】 (児童自立支援施設)

共通評価基準 (45項目) I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			第三者 評価結果
	①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
基本理念は施設内への掲示、ホームページとパンフレットへの掲載等を通して誰もが見られるよう周知を図っている。1919年の開設より99周年を迎え、国立児童自立支援施設の使命として全国へその専門性と福祉の寄与に努めている。職員募集や更なる情報発信のため、ホームページのリニューアルを予定しており、完成後の成果の検証が待たれる。			

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。			第三者 評価結果
	①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
院長は各種団体・会合のメンバーとして出席し、役務の提供と共に情報の収集にあたっており、施設・団体・児童相談所等とは研修・会合等を通して幅広い交流がなされている。特に社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会を設置し、検討と研究がなされている。支援の状況・実績についても集計・分析・検討がなされ、適切な支援に活かすよう努めている。			
	②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
現在の運営上の課題としては、職員の年齢構成の是正や常勤医師の確保など要員確保としての課題が挙げられている。小舎夫婦制における夫婦職員の確保については、子どもたちへの愛着形成と支援に不可欠な要素として特に重視し、取り組んでいる。			

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
「ランドデザイン」と題され、施設の将来像と課題を見える化している。「これからの国立児童自立支援施設あり方検討会」の報告を踏まえ、新ビジョンも含めた事業の概要についても記されている。地域への開放・里親支援等についても課題と共に進められている。			
	②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
年度の事業計画は、セクションごとに課題と目標が設定されており、行事および研修計画も策定されている。計画は職員会議等にて周知し、確認が図られている。			

(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業および予算は管理職・セクションにより管理・進捗されており、中間考査・年度末の振り返り等組織として評価されており、結果を年報にまとめられている。各種監査が実施されており、指導事項等を運営に活かすよう努めている。			
	②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
子ども・保護者・関係機関等向けに冊子や新聞が作成されており、それぞれに対して施設の考えや方針を伝えるよう取り組んでいる。子どもたちに対しては都度丁寧な説明に努めているものの、外部や保護者に対しての説明については課題があることを認識している。			

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
社会的養護関係施設第三者評価に伴う職員自己評価の実施、施設が開催する子どもの権利擁護委員会・地域連絡協議会などからの意見収集等により支援の質の向上に取り組んでいる。年々難化する子どもたちへの対応について専門性の向上を図っており、一層の取り組みがなされている。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
子どもたちへの生活指導は寮担当職員だけでなく、分教室職員も含め学院全体で見守る体制を構築しており、課題についても職員会議・教務会等で共有し、連携した支援にて取り組んでいる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長をはじめとする役割については、業務分掌に定められており、非常時についても自衛消防体制について組織図を明示している。施設長は、学院内の管理・統率は無論、各種会合への参画を通して児童福祉・地域福祉を牽引する役割を果たしている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
国家公務員として勤務時間中のほか、プライベートにおいても法令の遵守とモラルの順守がなされるよう指導にあたっている。初任者研修をはじめとする各種研修やEラーニングの活用等正しい知識を身につけられる機会も提供されている。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
約100年の歴史の中で培われた伝統は、歴代の施設長の牽引による。現院長もそれらを引き継ぐだけでなく、職員と共に支援の質の向上や各種改善の速度を速めるよう取り組んでいる。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
予算執行・人員配置・環境整備等適正な運営に取り組んでおり、子どもたちの意見の聴取、地域との交流、所轄官庁からの指導等を踏まえ、振り返りと改善に努めている。入札の執行、日々の資源節約等できうる取り組みに努めている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
人材の定期的確保が難しい情勢の中、国立児童自立支援施設としての特徴や使命を理解できる人材の採用に尽力している。施設としての特異性ゆえの課題として常勤医師の配置、夫婦職員の確保、職員の高齢化等人的要素が占められている。一朝一夕に解決しない難題であり、継続して取り組む意向が示されている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
職員一人ひとりの目標管理と業績・能力に関する人事考課が実施されており、支援の専門性と質の高さを維持・向上できる職員の育成に取り組んでいる。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
子どもたちとの愛着形成を最優先とした支援の実践により小舎夫婦制を採用している。子どもたちとの関係性を考慮し休日を取りづらい職員が多い中、交替寮の活用等連続した休日を可能とするなど改善を図っている。			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
業績・能力に応じた人事考課と面接を伴う目標管理等人材育成体制が構築されている。また座学等での育成だけでなくOJTを重視しており、子どもたちと向き合いながら先輩職員の姿をみながら技術と経験を磨ける環境がある。			
	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
職員の年間研修計画が立案されており、職員の経歴、職務を考慮して研修の機会が提供されている。寮担当職員も勤務体制を調整しながら参加に努めている。また他の児童自立支援施設との合同研修会は開催を通して職員が学ぶ場ともなっている。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
職員の研修履歴の把握、履歴に応じた外部研修への参加、階層別の研修実施など職員一人ひとりのキャリアを考慮した研修機会が確保されている。研修後は、報告書の提出・職員会議等での発表を通して施設全体の知識として活かされるよう取り組んでいる。			

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
附属の児童自立支援専門員養成所からの実習を多数受け入れており、期間を考慮して、他の教育機関からの受け入れもなされている。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
厚生労働省のサイト内に学院のページが設定されており、学院概要、併設の児童自立支援専門員養成所の案内、社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会要旨等が掲載されている。パンフレット、標準文書保存期間などの各種書類もダウンロードできるよう整備されており、情報の公開が意識されている。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
事務・経理・取引等については定められた規定に基づき適正な執行にあたっている。また指導監査の結果を受け、適正な運営となるよう取り組んでいる。			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
地域連絡協議会の開催等により地域の方々の意見を聞き、地域との共生に努めている。施設開放・行事の招待等を通して学院への理解が深まるよう取り組んでおり、今後は災害時の地域への貢献方法等を検討する意向をもっている。			
	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア受け入れのため、秘密の保持の誓約等留意事項を定めている。学院の運営への賛同と理解をいただける団体等からは、演奏会・スポーツ指導などの温かな協力を得ている。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
子どもたちの資格取得にあたっての実習等については、地域の社会資源より協力を得るなどがなされている。今後は子どもたちの院外における職場体験等の活動を広げていくことを目標としている。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
年に2回、児童福祉に関する関係機関をはじめ地域住民代表の方々から意見交換等交流を図る地域連絡協議会が開催されている。更なる資源の活用や地域への開放についても検討事項として捉えている。			
	②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
附属児童自立支援専門員養成所が併設されており、児童福祉施設への人材輩出がなされている。また全国児童自立支援施設との合同研修会、学院内の図書・資料室の利用などの事業がなされている。			

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
理念・方針の徹底、自己評価での振り返り等を通して子どもたちを尊重する支援の実践に努めている。朝会での指導、職員間の連携等を図り、職員単独での対応を避け、適切な支援に取り組んでいる。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
初任者研修等での指導、規程の整備等子どもたちのプライバシー等権利が擁護されるよう体制が整備されている。居室の個室化等は今後の課題として捉えている。		

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
子どもたちに対しては、手作りの新聞、保護者に対しては電話や面談、関係機関に対しては季刊誌の送付等それぞれに方法・内容を考慮して情報の発信がなされている。特に毎週発行しているむさしの新聞は、子どもたちからの質問への回答を掲載するなど工夫された取り組みがなされている。		
②	31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
入所時には「学院生活のしおり」と題された、権利擁護、生活、学校、約束等を記したハンドブックを配布し、説明に努めている。特に苦情解決については別紙により複数の方法があることを提示し、理解できるよう取り組んでいる。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
施設および家庭への移行にあたっては、面接・訪問等子どもたち一人ひとりの状況にあわせて計画・対応しており、継続性に配慮するよう努めている。受け入れる段階から常に退所を見据えた支援の実施に取り組んでおり、医務・心理等専門職の所見や関係機関との協議により進めている。		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
子どもたちが意見を述べられるよう学院内8箇所に意見箱が設置されており、意見の言いやすいよう設置場所にも配慮がなされている。また食事に関するアンケートを定期的実施しており、意向の把握に努めている。		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決の仕組みについては入所時に説明用文書を配布し、説明している。意見を言う先、その後の対応についてもフローチャートにて丁寧な説明がなされている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
日々のコミュニケーション、毎日の日記から寮担当職員は、子どもの状況や意向を把握し、対応を図っている。やりとりの中での反応を見ながら子どもたち一人ひとりへ対応すべく家庭的支援の実践に努めている。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
子どもたちからの意見や相談は、記名・無記等の別により個別または講堂集会や新聞など適切な方法を選択しながら回答を行っている。子どもたちからの意見を積極的に集約できるよう施設全体で取り組んでいることが理解できる。		

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
緊急時対応等の対応マニュアルが整備されており、フローでの説明がなされている。事故報告書等が整備されており、精査と防止策の検討により子どもたちの安全が保持されるよう取り組んでいる。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
「学院のしおり」には疾病・ケガ等をおった場合の説明が記載されており、自身の健康管理についても指導に努めている。寮内をはじめ清潔保持により、感染症等の発生防止に努めており、静養室等蔓延防止のための環境も整備されている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
火災等の対応マニュアル設置、消防計画の策定がなされており、年に2回の避難訓練は、反省等振り返りをしながら実施がなされている。今後は地震・通行路の遮断等の想定避難訓練実施を検討している。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
権利擁護・プライバシー・緊急時対応各種マニュアル・規程類が整備されており、標準化がなされている。子どもたち一人ひとりに対して個別かつ専門性の高い支援が求められており、個人ごとの自立支援計画を基に支援に取り組んでいる。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
年度替わりのタイミングおよび随時にマニュアル・規程の変更にあっている。文化的行事・体育的行事をはじめ充実した行事については反省と振り返りにより毎年度改善が加えられており、次年度に繋げるよう記録が残されている。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
関係機関からの情報提供、入所からの観察、面接等を経てアセスメントが策定され、医務・心理・寮担当等の所見をもとに自立支援計画が策定されている。本人は無論、関係機関とも援助方針を共有し、自立に向けた各種支援が構成されている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画は、入所から3ヶ月、その後は4ヶ月ごとに見直しがなされており、子どもたち一人ひとりについて進捗が管理されている。毎月のカンファレンスにより慎重な分析と検討がなされており、目標と方針が定められている。		

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
子どもたちの記録は支援システムにおさめられており、LAN接続されたネットワークにより共有化が図られている。抽出による分析、タイムリーな確認が適切かつ丁寧な支援をサポートしている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
文書管理規程に沿い、子どもたちの記録等の管理がなされている。電子および書面の双方に対して適切な管理方法を採択し、大切なデータの保管にあっている。		

内容評価基準 (27項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
子どもの権利については各種研修等、支援内容の標準化等により養護・保護されるよう取り組んでいる。併設の分校とも日々の共同の会議を通して情報を共有し、連携した支援に取り組んでいる。		
②	A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
子どもの行動制限を実施する場合については、手順等詳細な規定を設けている。関係機関の許可、保護者への通知等規定に沿った対応にあっている。		
③	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
入所時に生活のしおりを配布し、子どもが持つ権利について説明・周知に努めている。しおりには、被措置児童虐待届出、苦情申し立て等が記載されており、「ルビをふる・図を示す」などわかりやすい表現がなされている。		

(2) 被措置児童等虐待の防止等		第三者 評価結果
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
ヒヤリハット報告書の作成、カンファレンスでの情報共有等不適切なかかわりの防止に取り組んでいる。寮舎内においても死角等での行動には留意と注視に努め、防止に取り組んでいる。		

(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		第三者 評価結果
①	A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
コミュニケーションが得意でない子どもに対しては生活の中で当番を設けたり、動物の世話をしたりと様々な取り組みで支援している。分教室とも連携し、目標を設定したクラブ活動・充実した行事などを通して主体性の醸成に努めている。今後は文化的な要素のクラブ活動の導入も検討対象としている。		

(4) 支援の継続性とアフターケア		第三者 評価結果
①	A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a
入所時から退所を見据えた支援の実践に努めており、目標を設定しながら、保護者・関係機関と連携しながら支援にあっている。子どもたちの退所先が全国に渡るため、電話・メール・手紙等も活用しながら相談等の対応を図っている。		
②	A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a
アフターケアについては、今後の重点項目としてあげており、更なる充実に努めている。会合への出席、訪問等を通して継続的支援となるよう取り組んでいる。寮担当職員は、退所後も子どもや保護者からの変わらぬ信頼を得られるよう努めている。		

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a

寮は小舎夫婦制による愛着形成を基本に職員との信頼関係構築に取り組んでいる。職員の家族との共生、一貫した生活単位の形成を通して自身を大切な存在として感じられる環境構築に取り組んでいる。			
	②	A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
平日・休日・長期休暇中の基本日課が定められており、ルール・協調性・責任ある行動を身につけられるよう取り組んでいる。また秩序の理解とともに自分の意見を主張することも学べるよう努めている。			
	③	A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
加害行為を行った子どもに対しては自身の行動を振り返り、向き合うよう指導に取り組んでいる。対応方法を書面化し指導を図るなど特に職員間の情報共有に注力している。			
(2) 食生活			
	①	A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
学院内の「食」の係担当職員を中心に年間計画に基づき、子どもたちの基本的な生活習慣の習得と食育に努めている。行事食等の検討もなされており、連絡会議等において栄養士との連携を図っている。			
	②	A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
リクエストメニュー、ランチルームでの昼食、寮内で調理する「寮炊」など食への関心を引き出す取り組みがなされており、子どもたちの事情に鑑み除去食の提供もなされている。			
(3) 日常生活等の支援			
	①	A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
「衣」の係の担当職員により管理と計画をし、季節・日課・目的に応じた衣服を身につけられるよう取り組んでいる。クラブ活動のユニフォーム等についても整備し、子どもたちの活動を支援している。			
	②	A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a
日々の日課や部活動にスポーツや文化活動を取り入れ、心身の健康と成長が促進されるよう取り組んでいる。また体育的行事・余暇行事等においても様々な種類の活動を企画し、充実した生活となるよう努めている。今後は更に文化的な活動を取り入れていくことを検討対象としている。			
(4) 健康管理			
	①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
通院については付き添いの職員を含め看護体制を整備し、職員間の協力をもって行われている。医務課の管理のもと服薬がなされており、医師の診断等適切な医療支援がなされる体制が整備されている。			
	②	A17 身体健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
子どもたちが美化や環境の整備に注意を払っており、学院に対して意見を寄せるなど安全や清潔への関心が持たれている。蘇生法の受講、死角への指導等を通して心身の健康がそこなわれることのないよう指導に取り組んでいる。			

(5) 性に関する教育			
	①	A18 性に関する教育の機会を設けている。	b
性教育については、子どもたちの特性を考慮し、慎重さをもちあわせて指導するよう努めている。職員への教育を含めて発展段階にあることを認識しており、検討を重ねる意向をもっている。			
(6) 行動上の問題に対する対応			
	①	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
子どもの言動を含めた行動に対して注視し、必要な時には職員が介入して子どもたちのパワーバランスへ対応している。暴力やいじめの根絶については入所時より徹底した指導にあたり、適切な生活が送れるよう取り組んでいる。			
	②	A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
子どもの行動上の特性や生育歴を把握し、毎月のカンファレンスを通じて検討と情報共有を図っている。子どもの状態を把握する寮担当職員の判断の尊重と学院の規定に沿いながら、チームケアできる体制整備に努めている。			
(7) 心理的ケア			
	①	A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
常勤の心理療法士3名を配置し、自立支援計画に基づき、カウンセリング・グループワーク等の心理的支援を実践している。家庭調整にも関わりながら幅広い支援に努めている。			
(8) 学校教育、学習支援等			
	①	A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
朝会など各種会合にて情報を共有し、歩調を合わせられるよう連携体制が敷かれている。進路調整会議等子どもたちの将来についても協働で取り組めるよう体制が整えられている。			
	②	A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
子どもの特性や学力に応じた学習環境となるよう分教室と連携し支援に努めており、寮内でも自習できる環境が整備されている。また就業に役立つ介護・建築等の資格取得の機会を設けるなど将来を見据えた支援に取り組んでいる。			
	③	A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a
介護資格取得のための実習やライフワークとして取り組んでいる稲作・畑作などの農作業や道具の管理を通してソーシャルスキルを身につけるための支援に取り組んでいる。職場体験の更なる充実を図る意向を持っている。			
	④	A25 進路を自己決定できるよう支援している。	a
進路決定に際しては、子どもの意見の尊重、保護者・児童相談所・原籍校との連携を図りながら最善の選択となるよう取り組んでいる。必要な情報提供とともに学院での生活が不利になることのないよう関係各所への協力を求めている。			

(9) 親子関係の再構築支援等			
	①	A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
保護者とは寮担当職員を中心に連絡と調整を図り、面会、外出、外泊、家族調整室の活用等を通して親子関係の再構築に取り組んでいる。入所時から退所を見据える支援の実践において家庭との協調は不可欠であり、日本全国を対象とする中、尽力している。			

(10) 通所による支援			
	①	A27 地域の子どもの通所による支援を行っている。	
対象外			